

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 1 月 24 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国民年金関係 1 件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600055号
厚生局事案番号 : 四国(国)第1600006号

第1 結論

昭和43年4月から同年7月までの請求期間及び昭和44年10月から昭和45年5月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和43年4月から同年7月まで
② 昭和44年10月から昭和45年5月まで

請求期間①については、A町役場から国民年金の加入案内書が来たので、私が当該書類を持参し、同町役場B出張所で加入手続を行い、同出張所で国民年金保険料をまとめて納付しており、請求期間②については、妻がC市役所で保険料をまとめて納付したにもかかわらず、国民年金被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、請求者は、「A町役場から国民年金の加入案内書が来たので、請求期間①当時に私が同町役場B出張所で加入手続を行い、同出張所で国民年金保険料をまとめて納付した。」旨主張している。

しかしながら、A町は、「請求期間①当時の資料は無く、担当者も不明のため、国民年金の未加入者に対し、加入案内書を送付していたかどうかは分からないが、請求者に対し、国民年金手帳記号番号を払い出した形跡は確認できず、請求者が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことも確認できない。」旨回答しており、請求期間①における請求者の国民年金の加入状況及び保険料納付について確認できない。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿からも、A町において、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できないことから、請求期間①は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

請求期間②については、請求者は、「妻がC市役所で国民年金保険料をまとめて納

付した。」旨主張している。

しかしながら、請求期間②は、請求者の妻が厚生年金保険の被保険者であることから、請求者は、国民年金の任意加入対象者であるところ、C市は、「請求期間②当時、請求者が国民年金に任意加入する手続を行った形跡は確認できず、当該期間に係る国民年金保険料を納付したことも確認できない上、請求者に対し、国民年金手帳記号番号を払い出した形跡は確認できない。」旨回答しており、当該期間における請求者の国民年金の加入状況及び保険料納付について確認できない。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿からも、C市において、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できないことから、請求期間②は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、請求者に係る請求期間①及び②の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。